

町有財産売買契約書

永平寺町長 河合 永充（以下「売出人」という。）と〇〇〇（以下「買受人」という。）とは、次の条項により町有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売出人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売出人は、次に掲げる町有財産（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま買受人に売り渡し、買受人は、これを買受けるものとする。

所在地	地目	数量 (㎡)	備考
福井県吉田郡永平寺町東古市8字16番2	宅地	1,574.50 ㎡	建物付 (延床面積:登記 507.39 ㎡)

（売買代金）

第3条 当該の売買代金は、金 _____ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 金 _____ 円 とする。)

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、売買代金の100分の10以上（1,000円未満切上げ）に相当する金額とする。

2 売買代金を一括納入する場合には免除とする。

3 買受人が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は売出人に帰属するものとする。

（売買代金の納付方法及び納期限）

第5条 買受人は、3条に定める売買代金を売出人が発行する納入通知書により、指定期日までに売出人の指定する金融機関に納入するものとする。

（延滞料）

第6条 買受人は、売買代金の支払を遅延したときは、当該支払いの遅れた額につき支払期限の翌日から支払った日までの遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率を乗じて計算した金額を、違約金として支払わなければならない。

2 前項の違約金に100円未満の端数があるときは、その端数金額は徴収しないものとする。

（契約不適合責任）

第7条 買受人は、この契約締結後本物件に数量の不足又は契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又はこの契約の解除をすること

ができないものとする。

(用途制限等)

第8条 買受人は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他に類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃貸借その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実施調査等)

第9条 売払人は、前条に定める買受人の義務の履行状況について、随時実地に調査し、又は買受人に対して所定の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 買受人は、正当な理由がなくて前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務等の違反に対する措置)

第10条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として買受人に請求することができる。

(1) 第8条の規定に違反したとき 当該違反を確認した時の本物件の価格の10分の3に相当する金額

(2) 前条第2項の規定に違反して正当な理由なく同上第1項による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠るとき 当該違反を確認した時の本物件の価格の10分の1に相当する金額

2 前項の違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(条件)

第11条 買受人は、売払人が隣接地に所有する防火水槽を現状通り使用し、有事の際は防火水槽近くまで消防ポンプ車を寄せて消火活動を行うため南側前面道路からの入り口を利用することを承諾することとする。

2 買受人は、防火水槽周辺の敷地境界には消防ポンプ車が出入りできるようフェンスや段差を設けることはできないものとする。

3 買受人は、防火水槽管理者(永平寺町消防本部)の承諾なく防火水槽の撤去や改造を行うことはできないものとする。

4 防火水槽管理用地への駐停車は禁止とする。

5 買受人は、売払人が契約締結している賃貸借契約が満了する令和8年3月31日までは本物件を使用できないものとする。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第12条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金の支払を完了したときに買受人に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定により所有権が移転したときに、売払人から買受人に引渡しがあったものとする。

(土地の表示及び保存登記)

第8条 当該土地の表示及び保存登記(以下「保存登記」という。)は、前条に定める売買代金の納入後に、売払人が行うものとする。

2 前項の保存登記に要する費用は、買受人の負担とする。

(紛争の解決)

第13条 売払人及び買受人は、当該土地に関する紛争が生じたときには、次により処理し、それぞれ相手方に対して一切迷惑を及ぼしてはならない。

(1) 当該土地に関する紛争が当該土地の保存登記完了前の原因によるときには、売払人が責任をもって処理する。

(2) 当該土地に関する紛争が当該土地の保存登記完了後の原因によるときには、買受人が責任をもって処理する。

(解除)

第14条 売払人は、買受人がこの契約に違反したときは、何ら催告を要しないでこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第15条 買受人は、この契約に違反したため売払人に損害を与えたときは、売払人の定める損害賠償金を売払人に支払うものとする。

(契約の費用)

第16条 この契約締結に要する費用は、買受人の負担とする。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、売払人と買受人が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、売払人及び買受人記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

令和8年 月 日

売払人	住 所	福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地
	氏 名	永平寺町長 河合 永充

買受人	住 所
	氏 名